

排水設備指定工事店指定申請書

(新規 ・ 継続)

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

宇都宮市下水道条例第7条及び宇都宮市下水道条例施行規程第9条に規定する工事店の指定を受けたいので、宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	(ふりがな) 商号(名称) (ふりがな) 代表者氏名	(携帯電話 - -)	印
	(ふりがな) 営業所所在地	〒 (電話 - -) (FAX - -)	

※ 営業所所在地及び電話・FAXは、局ホームページや指定工事店名簿に掲載しますので正確な情報を記入ください。

従業員数 名
(代表者含む)

【添付書類】

- 個人としての申請の場合
 - ・住民票記載事項証明書または外国人登録原票記載事項証明書
⇒住民票または印鑑登録証明書でも可
- 法人としての申請の場合
 - ・商業登記簿謄本
⇒3ヶ月以内に発行したもの

営業所の平面図及び付近見取図

(様式第2号)

<p>* 営業所の平面図</p>	<p>面積 m²</p>
<p>* 付近見取図</p>	<p>(駅下車 バス・徒歩 分)</p>

※ 営業所の写真(看板入りの全景, 事務室, 資材倉庫, 置き場等)を添付ください。

専属責任技術者名簿（新規・解除）

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

指定番号 第 号

商号(名称)

代表者氏名

印

〒

営業所所在地

宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第3条第1項第1号の規定に基づき、専属責任技術者名簿を届出します。

ふりがな 専属責任技術者氏名	住 所 〒 (携帯電話 - -)	責任技術者証	
		登録番号	有効期限
	〒 (携帯電話 - -)	第 号	令和 年 月 日
	〒 (携帯電話 - -)	第 号	令和 年 月 日
	〒 (携帯電話 - -)	第 号	令和 年 月 日
	〒 (携帯電話 - -)	第 号	令和 年 月 日
	〒 (携帯電話 - -)	第 号	令和 年 月 日

※ 責任技術者が1人以上専属していること。

申請時の在籍専属責任技術者数 名

【添付書類】

- 責任技術者証の写し
- 専属を確認できるもの
 - ・健康保険被保険者証(国民健康保険証を除く)の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し
 - ・申請の前年の源泉徴収票及び申請年の給与台帳の写し 等

(様式第4号)

実務経歴書

商号(名称)		住所	〒
代表者氏名			
期 間	実務経験年数	実 務 経 験 の 内 容	
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		
自 年 月 至 年 月	年 月		

他市町の排水設備指定工事店指定状況

市 町 名	指 定 の 期 間	備 考
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 指定の期間は、当初の指定から現在までを記入ください。

(様式第5号)

誓 約 書

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

排水設備指定工事店指定申請者及びその役員は、宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第3条第1項第4号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

令和 年 月 日

(誓 約 者)

〒

住 所

商 号(名 称)

代表者 氏 名

印

機 械 器 具 調 書

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

- ※ リースの場合はその旨を明記すること。
- ※ 必要な機械器具は総て写真添付。

土木工事に必要な機械器具	
管の切断接合に必要な機械器具	
傾斜を測る機械器具	
運搬車両など	

令和 年 月 日

〒
住 所

商 号(名 称)

代表者 氏 名

印

宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(抜粋)

(指定工事店の要件)

第3条 指定工事店は、次の各号のいずれにも適合している者でなければならない。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材(以下「設備等」という。)を有していること。
- (3) 栃木県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 責任技術者であった者で、下水道法(昭和33年法律第79号)に違反して、
刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は
条例第33条の規定により過料の処分を受けた日から2年を経過しない者
ウ 第11条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務について不正又は不誠実な行為を行う恐れがあると認めるに足りる
相当の理由があるもの

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある
もの

- 2 第11条の規定により指定を取り消された者が法人である場合において、当該法人の役員は、当該取消の日から2年を経過するまでの間は、個人又は別の法人の役員として指定工事店の指定を受けることができない。